交通に関するきまり

1 原動機付自転車

原動機付自転車の免許取得は、原則として休日又は長期休業中とすること。免許取得者は、「原動機付自転車運転免許取得届」を学校に提出すること。

2 自動二輪車

自動二輪車の運転および同乗、免許取得は禁止する。

3 四輪車

四輪車免許取得については、次の事項を守ることとする。

- (1) 自動車学校への通学は、3年次の10月以降の休日、又は放課後とする。
- (2) 免許取得希望者は、「普通自動車運転免許取得許可願」を提出し、学校長の許可を必ず受けること。
- (3) 四輪車の免許取得後は、直ちに学級担任に報告し、在学中に運転することを禁止する。
- 4 通学方法

年度始めに学校に届出をする。

5 自転車利用者心得

自転車通学生徒は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 二人乗り、傘さし運転は禁止する。
- (2) 学校で行う点検指導を受け合格すること。安全のために普段からの整備・点検をおこたらないこと。(ブレーキ、チェーン、ライト、タイヤなど)
- (3) 学校規定のステッカーを必ず通学用自転車に貼っておくこと。
- (4) 尾灯又は反射器材を備えること。
- (5) 所定の自転車置き場に必ず鍵を2つ以上かけること。
- (6) ステップバーは取り付けないこと。
- (7) 記名をすること。
- (8) 携帯電話や音楽端末の操作をしながら運転をしないこと。
- (9) ヘルメットの着用を心がけること。